

監第933号
平成31年（2019年）3月15日

各発注機関の長様

土木部長

請負代金内訳書の提出について（通知）

このことについて、本県発注の建設工事において社会保険等の未加入対策を強化するため、平成31年3月15日付け告示第231号により熊本県公共工事請負契約約款を一部改正したところですが、同約款第3条に定める請負代金内訳書について、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 対象工事

契約書を作成する全ての建設工事とする。

2 請負代金内訳書の記載内容等

次の（1）～（3）に掲げるものを記載のうえ、押印させるものとする。なお、様式は任意とする。

（1）商号又は名称、代表者氏名、施行番号、工事名、工事場所

（2）入札・契約の方法に応じて、次に定めるもの

① 一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合

設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別、細別（工事内訳書に記載する種目、科目、中科目）に相当する項目に対応するものについて、単位、数量、単価及び金額。

② その他の入札又は随意契約の場合

設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別（工事内訳書に記載する種目、科目）に相当する全ての項目に対応するものについて、その金額。

ただし、設計図書等で上記①に準じた記載を求めている場合は、上記①に準じた項目。

（3）工事価格の内数として、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）。

3 請負代金内訳書の提出方法等

発注者は、受注者に対し、契約締結後14日以内に、監督職員を経由して請負代金内訳書を提出させるものとする。

なお、受注者が提出した工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができる。ただし、工事費内訳書に法定福利費が明示されている場合であっても、工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は請負代金内訳書の提出を求めるものとする。

4 適用

平成31年（2019年）4月1日以降に契約の申込みの誘引を行う建設工事に適用する。

【参考様式】

注意点

- 直接工事費の内訳は種目、科目、中科目ごとに記入してください。
 - 本書の内容が確認できれば別様式でもかまいません。
 - 入札時に提出した工事費内訳書に法定福利費を明示し、工事費内訳書記載の工事費と契約額が一致している場合は提出不要です。